

# 令和5年度サンゴ礁保全再生活動促進事業 企画提案公募要領

## 1 業務名

令和5年度サンゴ礁保全再生活動促進事業

## 2 業務目的

サンゴ礁は沖縄県の豊かな自然環境の基盤として、生物多様性の保全、漁業資源・観光資源として重要な価値を有しており、入域観光客の約3割がマリンレジャーやダイビングを目的に本県を訪れている。

一方、観光・レジャーの過剰な利用や不適切な利用（ダイビング等によるサンゴへの接触・踏みつけ、ダイビング船等のアンカリング、日焼け止めクリーム等化学物質による影響等）によりサンゴ礁への影響が懸念されている。

これまで県では、サンゴ礁保全活動を推進するにあたって、地域や企業、一般市民が積極的に参加できるよう、活動のヒントとなる手引書「サンゴ礁保全活動プログラムシリーズ」を作成し、その普及啓発を行ってきたところであるが、今後、自然環境の保全と持続可能な観光振興の両立に向けて、観光やレジャーによるサンゴへの影響に係る現状の把握、必要な対策の検討、観光客やレジャー事業者等への普及啓発等を行う必要がある。

本事業では、これらの課題を解決し、生物多様性の保全、観光資源・漁業資源として重要な価値を有しているサンゴ礁の保全を図るため、観光・レジャーによるサンゴ礁への影響を整理し、最新の知見を収集するとともに、観光・レジャー事業者向けのサンゴ礁保全のための普及啓発を行う。また、ダイビング船係留ブイの設置によるサンゴ礁保全への効果検証を行う。

## 3 委託する業務内容

別添の仕様書を参照すること。

## 4 委託業務実施期間

令和5年度から令和7年度（予定）

ただし、令和6年度以降の事業は、毎年度の予算措置を前提としており、3年間の事業を保証するものではない。

令和5年度の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月22日までとする。

## 5 業務計画

業務実施期間内に確実に業務内容を完了できる業務計画であること。

## 6 業務委託費

(1) 令和5年度業務は、17,567千円（消費税込み）以内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

(2) 積算の経費については、以下の内容で提出すること

ア 直接人件費

イ 直接経費（報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、その他必要経費等）

ウ 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）

エ 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内）

オ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

（注1）各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること

（注2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること

（注3）契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること

（3）直接人件費は、「設計業務委託等技術者単価」等の公的資料による設定、あるいは賃金・諸手当・社会保険料等の額から設定してもよい。また、各経費については、市場実勢等を踏まえ、適切な水準に設定すること。

（4）上記（2）ウにおける再委託費は、本事業に直接必要な経費のうち、請負者（共同企業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって、控除しないものとする。

（5）請負者独自の規定又は業種特有の理由等により、（2）エで定める一般管理費での受注が困難である場合には、協議書等を県へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。

## 7 参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

### （1）企業に求める要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者であること。

ウ 所得税又は法人税、消費税及び県税に未納がないこと。

エ 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

オ 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

カ 労働関係法規について遵守しているものであること。

主な労働関係法令

（1）労働基準法（昭和22年法律第49号）

（2）労働契約法（平成19年法律第128号）

（3）最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（4）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

（5）短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

（6）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）

（7）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- (10) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）
- (13) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (14) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

ク 企画提案書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

ケ 過去 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）に、国、沖縄県、市町村が発注した、沖縄県内のサンゴ礁の保全・利用に関する検討を行う業務において、企業もしくは共同企業体の代表構成員として実施した業務 1 件以上の実績を有すること。

コ 過去 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）に、国、沖縄県、市町村が発注した、沖縄県内のサンゴ礁のモニタリングを行う業務において、企業もしくは共同企業体の構成員として実施した業務 1 件以上の実績を有すること。

サ 沖縄県内に本社、支社、営業所、事業所等を有すること。

シ 企画提案に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。  
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

#### (ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。b において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。b において同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第34条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (d) 組合の理事
- (e) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合
  - 組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ス 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (2) 共同体（JV、コンソーシアム）の結成にあたっての要件
  - 応募は単独に限らず共同企業体でも可能とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア 2業者又は3業者共同企業体とする。
  - イ 自主結成方式とする。
  - ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
  - エ 共同企業体のなかに、代表構成員を1者置くものとする。
  - オ 代表構成員は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ出資により結成した共同企業体の場合は最大の出資割合の者でなければならない。
  - カ 出資により結成した共同企業体による参加の場合は、構成員のうち、最小の出資者の出資比率は次の割合以上でなければならない。
    - (ア) 2業者の場合 30パーセント
    - (イ) 3業者の場合 20パーセント
  - キ 代表構成員は、上記7(1)ケ及びサを満たす者であること。
  - ク 共同企業体の構成員のいずれか1者が上記7(1)コを満たす者であること。

## 8 スケジュール

- (1) 企画提案書提出期限 : 令和5年9月20日（水）17時00分
- (2) 業者選定委員会 : 令和5年9月27日（水）10時00分（予定）
  - ※新型コロナウイルス感染症の状況等により、書面審査とすることがある。
- (3) 結果通知・委託契約締結 : 令和5年9月下旬～10月上旬

## 9 応募方法

(1) 公募要領等の配布：沖縄県ホームページへの掲載

ア 掲載期間：令和5年9月6日（水）～令和5年9月20日（水）

イ 掲載場所：沖縄県ホームページ「公募・入札」、自然保護課ホームページ

(2) 公募に係る質問事項受付期間

ア 受付期間：令和5年9月6日（水）～令和5年9月13日（水）17時00分

イ 受付先：沖縄県環境部自然保護課自然保護班宛て【様式5】を提出。

※なお、件名を「【質問】令和5年度サンゴ礁保全再生活動促進事業企画提案」とすること。

(E-mail) aa039004@pref.okinawa.lg.jp

(FAX) 098-866-2855

ウ 回答：当課ホームページへの掲載をもって回答とする（随時）。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和5年9月20日（水）17時00分（必着）

イ 提出書類：下記10に定めるすべての書類

ウ 提出部数：6部（正本1部・副本5部。副本は複写可）

なお、提出する企画提案書は一案に限る。

エ 提出方法：直接提出又は郵送により提出すること。郵送する場合は、書留郵便等到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

(送付先) 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁4階）

沖縄県環境部自然保護課自然保護班

(4) 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から疑義照会を行うことがある。

## 10 企画提案書等の提出

企画提案にあたっては、以下の書類を作成し提出すること。

(1) 参加表明書【様式1】

(2) 企画提案書【様式2】

ア 企業概要

企業名、設立年、資本金、年商、業務内容、組織図、職員の状況、担当者名等について記載すること。共同企業体の場合は、全事業者について別葉で作成すること。

イ 提案事業の概要

別掲の仕様書の内容を踏まえ、本事業を実施するにあたっての基本的な考え方、業務提案、業務手法及びフロー図等について記載すること。

ウ 提案事業の執行体制

業務遂行体制図、役割、担当者名、所属（共同企業体の場合は担当者別に所属会社名を記述）、専任担当者の経歴（実務経験年数、保持資格名、行政機関等におけるこれまでの業務実績等）を記載すること。

エ 提案事業のスケジュール

別掲の仕様書の「5 業務内容」について、具体的な年間スケジュール（案）及び3年間のスケジュール（案）を記載すること。

オ これまでの実績

過去 10 年間に今回の委託と同種または類似の調査業務や、国、県もしくは市町村が発注した**本要領 7 参加資格（1）ケ及びコ**に該当する業務実績について記載すること。

(3) **本要領 7 参加資格（1）ア～ス**に該当することを誓約する書面【様式 3】

※添付する参加資格要件確認書類（【別添】参照）

ア 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合は除く）

ウ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合は除く）

エ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）（様式 4）

(4) 履歴事項全部証明書（法人の場合。発行日から3カ月以内に限る。）又は身元証明書（個人の場合）の写し

(5) 過去2期の財務諸表（写し）（個人事業主は税務申告書（写し））

(6) 見積書（令和5年度、令和6年度（※参考見積）、令和7年度（※参考見積））

なお、積算の費目は、上記**6 業務委託費（2）**のとおりとする。

また、各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記することとし、本事業を実施するにあたっての一切の費用を見積もること。

(7) 協定書（共同企業体のみ）

協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等

## 11 企画提案書等の体裁

(1) 原則として、A4判縦長、左上ホチキス止めで、両面コピー（色摺り可）とする。

(2) 文字サイズは、11ポイント以上とすること。

(3) 【様式 2】は枚数については自由とするが、内容については、簡潔・明瞭に記載し、膨大としないこと。

## 12 審査

(1) 審査の方法

企画提案書については、沖縄県に設置する選定委員会において審査基準に沿って審査を行い、最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

(2) 審査基準

選定委員会は、審査に当たっては以下の事項等について評価する。

ア 提案内容（事業の趣旨、目的に沿った提案であること。実現可能性、新規性）

イ 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること。

ウ 具体性のある事業計画であること（主に令和5年度の事業計画について評価するが、令和

6年度から令和7年度までの事業計画についても評価対象とする。)

エ 事業を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。

(3) 結果の通知

選定の結果については、選定された業者に対して文書で通知する。

### 13 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が申請したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

### 14 契約

- (1) 本事業に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約できるものとする。
- (2) 契約金額は委託先候補者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内において決定する
- (3) 契約締結に伴う諸経費は、委託先候補者の負担とする
- (4) その他契約条項については、委託先候補者との協議事項とする。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなくてはならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### 15 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 提出書類等の作成・提出及び業者選定委員会への出席等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については、公表しない。

### 16 委託業務の経理

- (1) 委託事業が完了したときは、実績報告書を提出すること。
- (2) 実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、その額を返還すること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- (4) 労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。但し、人件費を「設計業務委託等技術者単価」等の公的資料による設定した場合は、賃金台帳の提出は不要とする。

- (5) 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (6) 委託料の支払いについては、業務の資金繰りに配慮し、半期又は4半期毎の期初に概算払いを行うことができる。
- (7) 財産（備品等）の取得は認めないものとする。

## 17 その他の留意事項

- (1) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。
- (3) 業務を実施するにあたっては、県と協議をして進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、事業について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、協議の上、定めるものとする。